

いのちとくらしをまもる  
防災減災震災・復興10年  
進もう!次の東北へ令和3年7月20日  
震災伝承ネットワーク協議会事務局

## 「震災伝承施設」への追加登録施設が決定しました ～登録総数 288 件に～

「震災伝承施設」の登録制度は平成30年度に開始され、申請に基づき震災伝承ネットワーク協議会※が登録を行っております。

本日、第7回震災伝承ネットワーク協議会において、「震災伝承施設」への追加登録施設が決定されました。今回の決定により、登録総数は276件（第6回NW協議会での登録施設数）から288件になりました。

「震災伝承施設」については、引き続き募集中ですので、たくさんのご応募をお待ちしています。

※ 震災伝承ネットワーク協議会（構成機関：東北地方整備局、青森県、岩手県、宮城県、福島県、仙台市）

◎登録施設リストと位置図は、下記 URL からご覧になれます。

<http://www.thr.mlit.go.jp/shinsaidensho/sisetsu.html>

◎登録要綱と申請用紙は、下記 URL から入手できます。

<http://www.thr.mlit.go.jp/shinsaidensho/youkou.html>

<添付資料>

- 別紙1 「震災伝承施設」追加登録一覧
- 別紙2 「震災伝承施設」の登録状況
- 別紙3 震災伝承施設の募集と分類について

【発表記者會】

青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会

【問合せ先】

震災伝承ネットワーク協議会事務局(国土交通省東北地方整備局企画部)

震災伝承推進官 佐野 智樹 (内線3119)

広域計画課 課長 増澤 亨 (内線3211)

代表電話：022-225-2171 FAX：022-221-9890

# 震災伝承施設追加登録一覧

別紙1

## 【新規登録施設】

青森県	施設番号	名称	所在地	備考
<b>第1分類</b>				
	青森 第1-004号	「奇跡の鳥居」解説板	青森県八戸市大字鮫町字大作平21地先(大久喜漁港内)	

岩手県	施設番号	名称	所在地	備考
<b>第2分類</b>				
	岩手 第2-023号	ハナミズキのみち	岩手県陸前高田市高田町字曲松地内	
	岩手 第2-024号	二度と散らないねがい桜	岩手県陸前高田市米崎町字地竹沢181 普門寺	
	岩手 第2-025号	愛宕参道大鳥居	岩手県九戸郡野田村大字野田第26地割16	
	岩手 第2-026号	奇跡の東屋	岩手県九戸郡野田村大字野田第18地割34-1	
	岩手 第2-027号	役場前の被災時計	岩手県九戸郡野田村大字野田第20地割14	

宮城県	施設番号	名称	所在地	備考
<b>第3分類</b>				
	宮城 第3-025号	海の見える命の森	宮城県本吉郡南三陸町志津川黒崎80、81	
<b>第2分類</b>				
	宮城 第2-030号	スマート イノベーション ギャラリー	宮城県仙台市青葉区一番町2-8-25	
	宮城 第2-031号	仙台市東六郷コミュニティ広場	宮城県仙台市若林区二木字山王69	
<b>第1分類</b>				
	宮城 第1-074号	震災伝承看板「津波を受けても落ちなかった橋(二十一浜橋)」	宮城県気仙沼市本吉町二十一浜(二十一浜橋)	

福島県	施設番号	名称	所在地	備考
<b>第3分類</b>				
	福島 第3-011号	National Training Center Jヴィレッジ	福島県双葉郡楢葉町山岡字美シ森8番	
<b>第1分類</b>				
	福島 第1-005号	久之浜防災緑地	福島県いわき市久之浜町久之浜東三松地内	

## 「震災伝承施設」の登録状況

令和3年7月20日時点

## ■登録状況

	施設数 (件)	分類の内訳		
		第1分類	第2分類	第3分類
青森県内	7 【+1】	4 【+1】	2 【±0】	1 【±0】
岩手県内	113 【+5】	68 【±0】	27 【+5】	18 【±0】
宮城県内	129 【+4】	73 【+1】	31 【+2】	25 【+1】
(うち仙台市)	(22) 【+2】	(10) 【±0】	(8) 【+2】	(4) 【±0】
福島県内	39 【+2】	5 【+1】	23 【+0】	11 【+1】
合計	288 【+12】	150 【+3】	83 【+7】	55 【+2】

【 】内: 第6回NW協議会の登録施設が全て供用された日(7月18日)からの差

## 震災伝承施設の募集

- 震災伝承施設は、自薦や他薦も含め公募により収集する。
- 震災伝承施設は、震災遺構、震災復興伝承館、祈念碑や慰霊碑等、東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する施設を対象とする。

## 募集項目

募集する震災伝承施設は、下記の項目のいずれか一つ以上に該当すること。

- (1) 災害の教訓が理解できるもの
- (2) 災害時の防災に貢献できるもの
- (3) 災害の恐怖や自然の畏怖(いふ)を理解できるもの
- (4) 災害における歴史的・学術的価値があるもの
- (5) その他(災害の実情や教訓の伝承と認められるもの)

## 施設等の状況

震災伝承施設の募集にあたっては、設置状況等の下記の内容を把握する。

- ①十分な容量の駐車場スペース等の有無
- ②展示内容の多言語化、または、ビデオ映像上映の有無
- ③展示物や展示内容に係る案内人、語り部活動の有無

### 【その他の確認内容】

- ・継続的な施設管理の確認(公共、民間を問わず)
- ・トイレや休憩スペースの有無
- ・その他(上記以外の特筆すべき要件)

## 募集した施設の分類

第1分類

第2分類

第3分類

# 震災伝承施設の募集と分類について

## <「震災伝承施設」の分類の考え方>

分類	施設の特性		
	震災伝承	訪問しやすさ	理解しやすさ
第1分類	○		
第2分類	○	○	
第3分類	○	○	○

## <「震災伝承施設」の特性>

施設の特性	概要
震災伝承	募集項目(1)～(5)のいずれかに該当
訪問しやすさ	施設等の状況の①に該当し、駐車場を有するか、公共交通機関等の利便性の高い施設であること
理解しやすさ	施設等の状況の②かつ、③に該当